

## アプリからの口座開設に係る特約

### 1. 概要

- (1) この特約は、「信用金庫口座開設アプリ」（以下、「口座開設アプリ」という）から開設した広島信用金庫（以下、「当金庫」という）の普通預金口座（総合口座を含む）に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「普通預金規定」「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」「総合口座取引規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「普通預金規定」「総合口座取引規定」に従います。

### 2. 預金契約の成立

口座開設アプリから申込みにより開設された口座は、当金庫が所定の開設手続きを完了した時点で当金庫とお客様の間に預金契約が成立するものとします。

ただし、本人限定受取郵便で送付した通帳・キャッシュカードが当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客様に通知することなく開設した口座を解約できるものとします。

### 3. この特約の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## お申込みにあたっての留意事項（利用条件）

### 1. ご利用条件

以下に該当するお客様は、本アプリから口座開設をお申込みいただけません。

恐れ入りますが、当金庫支店の窓口へご相談ください。

- (1) 18歳未満の方
- (2) 日本国内発行の有効な運転免許証をお持ちでない方
- (3) 運転免許証に記載されている住所と現在の住所が異なる方
- (4) 当金庫の営業区域内に住所（自宅）を有さない方

※勤務地が当金庫の営業区域であっても自宅住所が営業区域でなければお申込みいただけません。

- (5) 個人の事業用口座（屋号のある名義を含みます）の開設をご希望の方
- (6) 団体、法人名義口座の開設をご希望の方
- (7) 成年後見制度を利用されている、または利用対象である方
- (8) マル優制度の利用をご希望の方
- (9) 税法上の居住地国が日本でない方、日本以外に税法上の居住地国を有する方
- (10) 米国納税者に該当する方
- (11) 外国政府等において重要な公的地位にある者に該当する方
- (12) 反社会的勢力に該当する方
- (13) 当金庫の利用規約、重要事項等に同意していただけない方

※お申込みいただける地区は、広島県全域、山口県岩国市（旧岩国市および旧玖珂郡美和町に限る）、玖珂郡和木町です。

## 2. 留意事項

### (1) 運転免許証

・本アプリで撮影していただいた運転免許証のお名前、ご住所、生年月日および有効期限が不鮮明な場合やご入力いただいたお名前、ご住所および生年月日と運転免許証に記載された内容が一致しない場合は、お申込みを受付できませんので、あらかじめご了承ください。

・裏面に記載がない場合でも、表面・裏面両面の撮影が必要です。

・偽造・変造等の疑いがある場合は、口座開設をお断りさせていただく場合がございます。

### (2) 印鑑

・白色無地の用紙に鮮明に1つだけ押印してください。

・インキ浸透性の印鑑はご使用いただけません。

・印影が薄い、欠けている、ダブリ等、印影が不鮮明な場合は、撮影に使用せず、新たに用紙に押印したものを撮影してください。

### (3) その他

・お申込みについて確認の電話をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・ご利用条件等を含め、総合的な内容判断により口座開設をお断りさせていただく場合がございます。なお、お断りさせていただく理由につきましては、お答えできませんのであらかじめご了承ください。